

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (〃)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課)	1
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 (〃)	2
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (〃)	2

告 示

高知県告示第373号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町梶ヶ内字本屋式338、339、1088、1089の1、字井手269の2、279の1、279の4、281の1、281の4、282の1、282の6、292の1、293、294の1、304、1058、1063、1066の1、1066の2、1067の1から1067の3まで、1071の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第374号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡安田町別所字シミツ328の6
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第375号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市畑山字芝居乙1071の7・乙1071の43（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、乙1071の45、乙1071の46
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年6月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 土佐佐川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字林シ	前	4.1 }	204

1607番3から 土佐市甲原字勘重 3686番26まで		18.7	
	後	6.9 }	204
		18.7	

高知県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年6月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 清王新田貝ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町春遠字 ウスギ131番1から 幡多郡大月町春遠字 下モノダバ1424番28 まで	前	3.4 }	985
	後	5.4 }	965
		33.8	

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成27年8月18日（火） 高知県庁正庁ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで

平成27年8月19日(水) 〃	〃	〃
平成27年8月20日(木) 〃	〃	〃
平成27年8月24日(月) 中土佐町民交流会館	〃	〃
平成27年8月25日(火) 四万十市立文化センター	〃	〃
平成27年8月26日(水) 〃	〃	
平成27年8月28日(金) 安芸市消防防災センター	〃	午後1時から午後4時まで

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所をいう。)における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続
(1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部(消防署)で配布する。
(2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
(3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成27年8月3日(月)から同月13日(木)までの間に受け付ける。
(4) 講習の受講手数料
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三原村国営土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所  
理事 杉本 嘉宏 幡多郡三原村来栖野 270  
〃 小神田 肇 〃 〃 宮ノ川1442  
〃 栗原 俊雄 〃 〃 〃 1252-4  
〃 矢野 正治 〃 〃 〃 444  
〃 前野 昌市 〃 〃 〃 1439-2  
〃 新谷 廣志 〃 〃 〃 1201  
〃 中平 篤 〃 〃 〃 柚ノ木1264-13

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、三原村国営土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住所
新谷 廣志 幡多郡三原村宮ノ川1201

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画(高知伊達野産業団地地区計画)
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年3月24日 26高都計第638号	南国市大桶字大年田乙1247番ほか	南国市大桶乙305番地 溝渕 健夫
平成27年5月11日 27高都計第91号	南国市大桶字古藤甲808番1の一部及び甲832番ロの一部	南国市大桶甲830番地 窪川 延生
平成27年6月3日 27高都計第144号	吾川郡いの町大内字天神273番2	吾川郡いの町大内315番地 西村青果株式会社 代表取締役 西村 政晃